

※この法令は廃止されています。
平成十六年法律第六十二号

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉
売法に基づき受けた利益の返還義務等に関
する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、アメリカ合衆国の千九百十
六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還
義務等について定めることにより、同法に基づ
き損失を受けた者の保護を図り、もって国民経
済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アメリカ合衆国の千
九百十六年の反不当廉売法」とは、二千年九月
二十六日に世界貿易機関を設立するマラケシュ
協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関
する了解第二条に規定する紛争解決機関におい
て採択された勧告及び裁定の対象となったアメ
リカ合衆国の法律をいう。

2 この法律において「本邦法人等」とは、本邦
の法令に基づいて設立された法人その他の団体
又は日本の国籍を有する者をいう。

(利益の返還義務等)

第三条 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当
廉売法に基づく外国裁判所の確定判決によつて
利益を受け、そのために本邦法人等に損失を及
ぼした者(以下「受益者」という。)は、その
受けた利益に利息を付して返還しなければならない。

2 前項の場合において、本邦法人等にアメリカ
合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく
裁判手続の準備及び追行のための代理人への報
酬の支払その他の損害があつたときは、受益者
はその賠償の責めに任ずる。

3 前二項の場合において、次の各号のいずれか
に該当する者は、本邦法人等に対し、受益者と
連帯して利益を返還し、損害を賠償する義務を
負う。ただし、受益者に対する求償権の行使を
妨げない。

- 一 受益者の発行済株式又は出資(自己が有す
る自己の株式又は出資を除く。以下「発行済
株式等」という。)の全部を保有する者
- 二 発行済株式等の全部を受益者に保有される
法人

(消滅時効)

第四条 前条に規定する利益の返還又は損害賠償
の請求権は、三年間行使しないときは、消滅す
る。

(裁判管轄)

第五条 第三条の規定に基づく利益の返還又は損
害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の
裁判所に提起することができる。

(外国裁判所の確定判決の効力)

第六条 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当
廉売法に基づく本邦法人等に対する訴えについ
てした外国裁判所の確定判決は、その効力を有
しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行の日から起算し
て六月を経過した日に、その効力を失う。ただ
し、同日前に提起されたアメリカ合衆国の千九
百十六年の反不当廉売法に基づく訴えに係る利
益の返還又は損害の賠償については、この法律
は、同日以後も、なお効力を有する。